

(平成22年10月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月まで

私は、高校を卒業と同時に両親の営む自営業を手伝っていた。

申立期間当時は、母が父と私の 3 人分の保険料を納付してくれていたが、多忙な時期で保険料の領収書などの整理もままならなかった。母からは、未納がないか心配になり、昭和の終わりから平成の始めにかけて何度も市役所の職員にコンピュータで確認してもらい、未納は無いという回答であったため安心していただけだったが、ねんきん特別便を見ると未納があることが分かり驚いている。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、自営業で多忙の中、家族が納付済みになっているか心配で、昭和の終わりから平成の始めにかけて何度も市役所へ行ったことを具体的かつ鮮明に記憶している上、申立人の両親は国民年金加入期間について未納は無く、申立期間の保険料は付加保険料も含め納付済みとなっていることから、申立人の家族の国民年金の保険料納付に対する意識の高さがうかがえる。

また、オンライン記録によると、申立人について昭和 62 年 7 月 9 日に過年度納付をするための納付書が作成されたことが確認でき、これは申立期間に係る納付書であったと考えられるが、上述のとおり、国民年金保険料の納付意識が高かった申立人の母親が、納付書が届いているにもかかわらず申立期間の保険料を納付しなかったということは考え難い。

さらに、申立人の母親が記憶している申立期間の保険料額は、当時の実際の保険料とおおむね一致している。

加えて、申立期間は 6 か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 8 月から 12 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月から 12 年 3 月まで

国民年金の加入手続はしていないが、20 歳の誕生日より前に年金手帳と納付書が届いた。先に 20 歳になった友人が保険料を納付したということだったので、忘れないうちに納めることに決め、平成 11 年 8 月 27 日に母が A 組合の通帳から 13 万円を引き出し、B 銀行 C 支店（現在は、D 支店）において約 11 万円の保険料を納めた。免除となっているのはおかしいので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続をしていないにもかかわらず、20 歳の誕生日の前に年金手帳及び納付書が送られてきたと述べているが、申立期間当時、E 市役所及び社会保険事務所（当時）において、資格取得届を提出していない者に対し、20 歳前に年金手帳及び納付書を送付するという事務処理は行われていない上、E 市の国民年金被保険者台帳においては平成 11 年 8 月 27 日に資格取得の処理が行われたことが確認できる。

また、同被保険者台帳には申立期間について、申立人の学生免除が承認された記録がある上、申立人の通う学校名及び卒業予定年月が記載されており、この記載は学生免除を申請しなければ市役所が知ることはなく、記載する必要の無いものであることから、申立人の学生免除の申請手続が行われなかったとは考え難い。

さらに、オンライン記録においても、申立期間について、申立人の保険料の免除が承認されていることが記録されており、その内容は E 市の記録と一致する。

加えて、申立期間の保険料を納めたとする申立人の母は、申立人が 20 歳に

なって間もなくB銀行において保険料を納めたと述べているものの、申立人が主張する納付に関する具体的な状況を記憶していない。

また、申立期間は基礎年金番号が導入された平成9年以降であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適正に行われていなかったとは考え難く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年1月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から6年3月まで
ねんきん特別便で申立期間の国民年金保険料納付記録について、未納であることが分かった。父の被扶養者として母が加入手続をし、保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の国民年金保険料を納付したはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び申立人が所持している年金手帳からは申立期間当時、国民年金に加入した形跡がうかがえないこと、及び申立人が申立期間当時、居住していたA町（現在は、B町）においても国民年金に加入した形跡が見当たらないことから、申立期間は未加入期間となり国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は申立書において「父の被扶養者として加入した」としており、申立期間を「平成5年1月21日から6年4月4日まで」としているところ、当該期間は国民健康保険の加入期間の記録と一致しており、国民年金の加入を裏付けるものとはならない。

さらに、オンライン記録を基に複数の読み方で氏名検索を行ったが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付について関与しておらず、申立人の国民年金の加入状況及び保険料納付状況が不明である上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から同年7月まで

私は、平成9年4月にA社を退職後、間もなくしてB市役所に行き国民年金の加入手続を行った。その後、納付書が送付されてきたため、近くのコンビニエンスストアで納付したのに、申立期間について未納となっているのは納付できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年4月から同年7月までの国民年金保険料を住居近くのコンビニエンスストアで納付したと主張しているが、コンビニエンスストアでの納付が可能となったのは、納付書の発行が16年2月1日以降のものであり、申立期間については申立人が主張する納付方法では納付できない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、B市役所から「申立期間について納付済みである。」とハガキにより通知されたとしているが、同市では、「納付を促進する観点から現年度納付が可能な未納者を対象に通知しており、通知があったのであれば未納であることを示している。」としている。

さらに、申立期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、このころ、事務処理の機械化が図られ、記録漏れ及び誤り等は考え難い上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月及び同年3月

私は、平成9年*月に20歳になり、その2か月後の同年*月から就職し、厚生年金保険に加入することになっていたのに、母がA市B出張所で、私の国民年金の加入手続をして申立期間の国民年金保険料を納付してくれた。ところが、年金記録では、申立期間が未納になっているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年*月に20歳になり、同年*月から就職し、厚生年金保険に加入することになっていたのに、申立人の母親が、A市B出張所に出向き、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付をしてくれたと主張しているが、加入手続及び保険料の納付を行ったとする母親は、納付方法、納付金額等に関する記憶があいまいであることから、申立期間の保険料納付に関する具体的な状況が明らかではない。

また、申立期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 50 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 50 年 9 月まで

国民年金は 20 歳から加入するものと認識していたことから、亡くなった母が国民年金の加入手続、申立期間の保険料納付を行ってくれていた。未納期間は無いはずなので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 1 月 20 日に払い出されており、この時点において、申立期間の保険料は時効により納付することができない上、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出された事情が見当たらない。

また、A 市の申立人に係る国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、昭和 53 年 1 月に、過年度納付が可能な 50 年 10 月までの保険料をさかのぼって納付していることが確認できることから、国民年金加入時においてさかのぼって納付することが可能であった期間の保険料を納付したものの、申立期間については時効のため納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする母親は既に亡くなっており、ほかに記憶している者もないことから、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から48年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から48年5月まで
昭和45年*月ごろ、母が国民年金の加入手続をしてくれた。市販のノートに複写式の当時の領収書をたくさん貼付したものを結婚する際に母から受け取ったが、紛失してしまった。厚生年金保険に加入するまでの期間は、母が国民年金保険料を納付してくれていたはずなのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になり昭和45年*月ごろに国民年金に加入し、厚生年金保険に加入するまで母親が保険料を納付してくれていたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、50年6月16日に払い出されており、別の手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらないことから、申立人はこのころ初めて国民年金に加入したと考えられる。

また、申立人が申立期間当時に居住していたA市の国民年金被保険者名簿によると、申立人に係る記載ページは昭和50年6月10日に作成されており、その時点において、20歳になった45年*月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は、申立期間当時は国民年金に加入していなかったと推認される。

さらに、申立人に係る国民年金の加入手続及び申立期間の保険料を納付したとする母親は、それらの記憶が不明であり、国民年金の加入手続及び保険料納付の状況を確認することができない。

加えて、申立人の母親が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月及び同年 11 月

私は、昭和 54 年 12 月に国民年金に加入した際、市役所職員から「2 か月分の空白期間があるが、さかのぼって納付することができる。」と言われ、2 か月分の国民年金保険料と付加保険料をさかのぼって納付した。申立期間が未納となっていることは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 12 月に国民年金に加入した際、申立期間の国民年金保険料と付加保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、国民年金被保険者台帳及び申立人の所持する年金手帳によると、申立人は、同年 12 月 14 日に任意加入被保険者として国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は未加入期間となり、国民年金保険料及び付加保険料を納付することはできない。

また、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人の付加保険料の納付申出日は昭和 54 年 12 月 14 日となっており、付加保険料は、納付申出日からさかのぼって納付することはできないため、制度上、申立期間の付加保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 2 月から同年 6 月までの期間及び同年 7 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 2 月から同年 6 月まで
② 昭和 59 年 7 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 59 年 2 月に厚生年金保険の適用事業所である会社を退職したのを契機に、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、継続して納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が現在所持している年金手帳、オンライン記録及びA町の国民年金被保険者名簿によると、そのいずれにも、申立人が昭和 61 年 4 月 1 日に国民年金の第 3 号被保険者資格を取得した記載が確認できるとともに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年 4 月 18 日に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人はこのころ国民年金に加入したものと推認される上、この時点において、申立期間①及び②は、国民年金の未加入期間となり、制度上、申立人は同期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することはできない。

また、申立期間①については、申立人は、「両親の国民年金保険料を納付する際、自宅に来ていた集金人に自分の国民年金の加入手続をしてもらった。」と主張しているが、A町では、「申立期間当時、集金人が戸別訪問した際に、国民年金の加入手続をする措置は行っていなかったと思われる。」と回答している。

さらに、申立期間②については、申立人は婚姻により厚生年金保険の被保

険者であった夫の被扶養者となり、国民年金の被保険者資格が任意加入被保険者となることから、被保険者資格の変更手続等を行う必要があったと考えられるが、申立人は、婚姻時に国民年金の手続を自身では行っていないとしている。また、制度上、任意加入被保険者期間の保険料については、さかのぼって納付することはできない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 10 月 1 日から 23 年 9 月 20 日まで
勤務場所などの具体的なことは分からないが、昭和 22 年 10 月から 54 年に退職するまでの間、A 社 (申立期間当時は、B 社) に勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管する申立人の「厚生年金被保険者台帳」により昭和 23 年 9 月 20 日に厚生年金保険の資格を取得したことが確認できる。

また、同社は、「申立人の人事記録を確認したところ、昭和 23 年 9 月 20 日に C 局 D 課に見習として採用と記録されており、申立期間について厚生年金保険の資格取得の届出は行っておらず、当該期間の厚生年金保険料の控除も行っていない。」と回答している。

さらに、申立期間に勤務した勤務地及び同僚の氏名が不明であり、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月1日から33年1月8日まで
社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給しているとの回答であった。
退職時に脱退手当金の説明を受けたが、事務担当者に脱退手当金は受給しないと伝えたと思う。納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から約1か月後の昭和33年2月11日に支給決定されているほか、保険給付欄の支給金額に計算上の誤りがないなど、一連の事務処理に不自然さはみられない。

また、申立人の同僚が、「会社から脱退手当金の説明を受け、手続をしてもらった。脱退手当金は退職金と併せて受け取った。」旨の証言をしていることを踏まえると、申立人についても事業主により代理請求された可能性が高いものと考えられる。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。